



平成25年5月10日

各 位

会 社 名 ジェコー株式会社
 代表者名 取締役社長 田淵武重
 (コード番号 7768 東証 第二部)
 問合せ先 取締役経営管理部長 葛巻貞行
 (TEL 048-556-7111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月10日開催の取締役会において、平成25年6月24日開催予定の当社第81回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 定款の目的

社外取締役および社外監査役としてふさわしい人材を確保し、期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定を定款第23条第2項および第31条第2項として新設するものであります。

なお、第23条第2項を新設する議案につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p align="center">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p align="center">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 <第1項 現行どおり></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規程する額とする。</u></p>
<p align="center">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p align="center">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 <第1項 現行どおり></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規程する額とする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
 定款変更の効力発生日

平成25年6月24日
 平成25年6月24日

以 上